二十　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～60　略］		
61	削除	
［62～69　略］		
70	削除	
71	削除	
［72　略］		
73	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～60　同左］		
61	(1)　岩手県二戸市金田一字沢田71－7　(304.60) (2)　岩手県二戸市上斗米字木附沢22　(223.40)	北緯40度18分42秒東経141度16分37秒の地点と北緯40度18分30秒東経141度16分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度18分25秒東経141度16分11秒の地点と北緯40度18分01秒東経141度15分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度18分00秒東経141度15分34秒の地点と北緯40度16分35秒東経141度13分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［62～69　同左］		
70	(1)　岩手県奥州市水沢区字大町33　(100.90) (2)　岩手県奥州市胆沢区若柳字荒谷353－1　(153.50)	北緯39度08分33秒東経141度08分31秒の地点と北緯39度07分52秒東経141度03分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
71	(1)　岩手県奥州市水沢区字大町33　(114.10) (2)　岩手県奥州市胆沢区小山字前道場169－2　(141.60)	北緯39度08分33秒東経141度08分31秒の地点と北緯39度05分41秒東経141度05分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［72　同左］		
73	(1)　岩手県奥州市胆沢区小山字北笹森108－15　(107.50) (2)　岩手県奥州市江刺区田原字宮地１－１　(145.50)	北緯39度07分25秒東経141度08分01秒の地点と北緯39度08分44秒東経141度12分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度08分52秒東経141度13分05秒の地点と北緯39度08分59秒東経141度13分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域